Document Title: BELS 評価業務規程

（CTC-JP-BELS-QP01）

Rev. 2.2
Issue Date:　27 June, 2014
Revised Date:　30 October, 2023

ＢＥＬＳ評価業務規程

第１章　総　則 ･･････ 2
第 1 条(趣　旨)･･････ 2
第 2 条(基本方針)･･････ 2
第 3 条(評価の業務を行う時間及び休日)･･････ 2
第 4 条(事務所の所在地)･･････ 2
第 5 条(業務区域)･･････ 2
第 6 条(評価の業務を行う建築物の区分)･･････ 2
第２章　評価業務の実施方法･･････ 2
第１節　申請手続き ･･････ 2
第 7 条(建築物省エネルギー性能表示の申請)･･････ 2
第 8 条(評価書が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請)･･････ 3
第 9 条(申請の受理及び契約)･･････ 4
第 10 条(申請の取下げ)･･････ 5
第２節　評価の実施方法･･････ 5
第 11 条(評価の実施方法)･･････ 5
第 12 条(BELS 評価書の交付等) ･･････ 5
第 13 条(プレート等の交付)･･････ 5
第３章　評価料金 ･･････ 6
第 14 条(評価料金)･･････ 6
第４章　評価員 ･･････ 6
第 15 条(評価員)･･････ 6
第 16 条(評価員の教育)･･････ 6
第 17 条(管理者)･･････ 6
第 18 条(秘密保持義務)･･････ 6
第５章　評価業務に関する公正及び適正性の確保･･････ 7
第 19 条(評価業務に関する公正の確保)･･････ 7
第６章　雑則 ･･････ 7
第 20 条(帳簿の作成及び保存方法)･･････ 7
第 21 条(書類の保存及び管理方法)･･････ 9
第 22 条(帳簿及び書類の保存期間)･･････ 9
第 23 条(事前相談)･･････ 9
第 24 条(電子情報処理組織に係る情報の保護)･･････ 9
第 25 条(協会への報告等)･･････ 9

BELS 評価業務規程

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この評価業務規程（以下「規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 7 条に基づく「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」（以下「ガイドライン」という。）並びに一般社団法人　住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が定めた BELS 評価業務実施指針（以下「指針」という。）及び BELS 評価業務方法書（以下「方法書」という。）いずれも最新のものに従い行う、建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）の業務の実施について必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　評価の業務は、ガイドライン並びに指針及び方法書のほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（評価の業務を行う時間及び休日）

第３条　評価の業務を行う時間・休日は、BVJ の登録建築物省エネルギー消費性能判定業務規程（非住宅）、住宅性能評価業務規程（住宅）によるものとする。

（事務所の所在地）

第 4 条　事務所の所在地は、BVJ の登録建築物省エネルギー消費性能判定業務規程（非住宅）、住宅性能評価業務規程（住宅）によるものとする。

（業務の区域）

第５条　業務区域は、日本国内の全域とする。

（評価の業務を行う建築物の区分）

第６条　BVJ が、評価の業務を行う建築物については、新築及び既存を問わずすべての用途、規模の建築物とする。

第２章　評価業務の実施方法

第１節　申請手続き

（建築物省エネルギー性能表示の申請）

第 7 条　建築物省エネルギー性能表示（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System、以下「BELS」という。）に係る評価の申請をしようとする者（以下「申請者」と

いう。）又は申請の手続きに関する一切の権限を申請者から委任された者（以下「代理者」という。）は、BVJ に対し、次の各号に掲げる図書（以下「評価用提出図書」という。）を提出しなければならないものとする。

(1) BELS に係る評価申請書　正副
（方法書別記様式第 7 号）

(2) 設計内容（現況）説明書（別記参考様式第 2 号）　2 部

(3) 申請添付図書　2 部

(4) 一次エネルギー消費量および外皮計算書（申請する評価手法により異なる）　2 部

(5) BELS に係る評価物件　掲載承諾書（別記参考様式第 3 号）　2 部

(6) その他必要な書類　2 部

２　評価用提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（BVJ の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

３　法第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第１２条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）において適合判定通知書等を BVJ で交付している建築物について、ＢＥＬＳに係る評価の申請をしようとする場合、第１項（２）から（５）までの評価用提出図書のうち、適合性判定と重複する書類については、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付することで、省略することができる。

（１）建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）様式第一「計画書」（写し）及び、施行規則様式第七「適合判定通知書」（写し）

（２）施行規則様式第二「変更計画書」（写し）及び、施行規則様式第七「適合判定通知書」（写し）

（３）適合性判定業務規程別記様式第１「軽微変更該当証明申請書」（写し）及び、同別記様式第２「軽微変更該当証明書」（写し）

（評価書が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請）

第 8 条　申請者は、第 12 条第 1 項の BELS 評価書の交付を受けた建築物の計画を変更する場合において、BVJ に変更に係る BELS に係る評価の申請をすることができる。この場合、申請者は BVJ に対し、次の各号に掲げる図書を、提出しなければならないものとする。ただし、従前の BELS 評価書が他の機関で交付されたものについて、BVJ に変更申請を行う場合は、新規の申請として取り扱うものとする。

(1) BELS に係る変更評価申請書　正副（方法書別記様式第 8 号）

(2) 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの　2 部

(3) 直前の評価の結果が記載された評価書又はその写し　1 部

ただし下記内容の変更の場合、（１）は第三面までとすることができる。

① 第二面：申請者等の概要

② 第三面：【建築物の所在地】、【建築物の名称】

２　第７条第２項の規定は、変更に係る申請について準用する。

（申請の受理及び契約）

第９条　BVJ は、第７条又は第８条の申請があったときは、次の事項を確認し、当該評価用提出図書を受理する。

(1)　申請に係る建築物の所在地が、第５条の業務を行う区域内であること。

(2)　申請に係る建築物の区分が、第 6 条の業務を行う区分に該当するものであること。

(3)　評価用提出図書に形式上の不備がないこと。

(4)　評価用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(5)　評価用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

２　BVJ は、前項の確認により、評価用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

３　申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、BVJ は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に評価用提出図書を返却する。

４　BVJ は、第１項により申請を受理した場合においては、申請者に「引受承諾書（BVJ-第１号様式）」を交付する。この場合、申請者と BVJ は別に定める建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款（別紙）に基づき契約を締結したものとする。

５　前項の評価業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

(1)　申請者は、提出された書類のみでは評価を行うことが困難であると BVJ が認めて請求した場合は、評価を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに BVJ に提出しなければならない旨の規定

(2)　申請者は、BVJ が申請に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の評価用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定

(3)　BELS 評価書の交付前までに、申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までに BVJ に変更部分の評価用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと BVJ が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取下げ、別に改めて評価を申請しなければならない旨の規定

(4)　BVJ は、BELS 評価書を交付し、又は評価書を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定

(5)　BVJ は、申請者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定

(6)　BVJ は、不可抗力によって、業務期日までに評価書を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定

(7)　申請者が、その理由を明示の上、BVJ に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると BVJ が認めるときは、BVJ は業務期日の延期をすることができる旨の規定

(8)　BVJ は、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに評価書を交付すること

ができないときは、契約を解除することができる旨の規定

（申請の取り下げ）

第 10 条　申請者は、前条の評価書の交付前に申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（方法書別記様式第 10 号）を BVJ に提出する。

２　前項の場合においては、BVJ は、評価の業務を中止し、評価用提出図書を申請者に返却する。

第２節　評価の実施方法

（評価の実施方法）

第 11 条　BVJ は、申請を受理したときは、速やかに、第 15 条に定める評価員に評価を実施させるものとする。

２　評価員は次に定める方法により評価を行う。

(1)　評価用提出図書をもって評価を行う。

(2)　評価用提出図書が申請書に記載されている性能を有しているかどうかを確認する。

(3)　評価を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が申請書に記載されている性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて評価を行う。

３　評価員は、評価上必要があるときは、評価用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

（BELS 評価書の交付等）

第 12 条　BVJ は、評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに BELS 評価書を申請者に交付するものとする。

(1)　評価用提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき

(2)　評価用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

(3)　評価料金が支払期日までに支払われていないとき

２　前項の評価書の交付番号は別表に定める方法に従うものとする。

３　BVJ は第 1 項各号に該当するため BELS 評価書を交付しないこととした場合においては、その旨の通知書（方法書別記様式第 9 号）を申請者に交付するものとする。

４　BVJ はすでに評価書の交付を行っている建築物に対し、当該建築物の関係者より交付の申請があった場合は、評価書の交付を行うものとする。この場合、BVJ は当該申請者が当該建築物の関係者であるか書面を持って確認するものとする。

（プレート等の交付）

第 13 条　BVJ は、申請者から依頼があった場合、第 12 条の BELS 評価書に併せて、協会が作成若しくは認めるプレート、シールの交付を行うものとする。方法書別記様式第 1 号第 2 号についてはシール、プレートを、方法書別記様式第 3 号から第 6 号については

シールで申請者に交付するものとする。

また、協会が認めるプレート等の交付を行う場合は、プレート等の発行有無について協会に報告を行うものとする。

第３章　評価料金

（評価料金）

第 14 条　申請者は、別表 2 に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

２　前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

３　BVJ と申請者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができるものとする。

４　BVJ は、効率的に評価が行える等の理由で第 1 項に定める評価料金を減額することができるものとする。

５　BVJ は、評価書が交付される前に大きく計画が変更された場合等、別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと判断した場合、BVJ は評価金額を増額することができる。

６　改修前後の BEI 等の値を評価する場合及び一次エネルギー消費量における建物用途が複数用途となる場合は、第 1 項の規定に関わらず別途見積りした金額とする。

７　第 12 条第 4 項の場合において BELS 評価書の交付料金は、一通につき 16,500 円(税込金額)とする。

８　第 1 項の評価料金に第 13 条第 1 項のシール又はプレートを交付する料金は含まないものとする。

第４章　評価員

（評価員）

第 15 条　BVJ は、次に該当する者を「評価員」として選任する。

（１）非住宅の評価を行う場合は、法第 50 条に定める適合性判定員。

（２）住宅の評価を行う場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。）第 13 条に定める評価員で、かつ共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者。

（評価員の教育）

第 16 条　評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、BVJ の行う評価業務に関する研修を受講させるものとする。

（管理者）

第 17 条　BVJ は職員の中から、BELS 業務の管理者となる者を任命する。

２　管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

（秘密保持義務）

第 18 条　BVJ の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第５章　評価業務に関する公正及び適正性の確保

（評価業務に関する公正の確保）

第 19 条　BVJ は、BVJ の役員又はその職員（評価員を含む。（以下本条において同じ））が、申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わないものとする。

２　BVJ は、BVJ の役員又はその職員が、申請に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わないものとする。

(1)　設計に関する業務

(2)　販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3)　建設工事に関する業務

(4)　工事監理に関する業務

３　BVJ は、その役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが BVJ の役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該申請に係る評価業務を行う場合に限る。）は、当該申請に係る評価を行わないものとする。

(1)　申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合

(2)　申請に係る建築物について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

４　BVJ は、評価ミスや不正評価を抑制するために協会の行う調査を受けるものとする。

第６章　雑則

（帳簿の作成及び保存方法）

第 20 条　BVJ は、次の(1)から(27)までに掲げる事項を記載した評価業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、評価業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

(1)　申請者の連絡先及び申請者の氏名又は名称及び住所（※）

(2)　建築物の名称（テナント毎又は住戸単位等で部分評価を実施した場合は、当該箇所の特定が行える情報を記載）（※）

(3)　建築物の所在地及び基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)に定める地域区分（※）

(4)　建築物の階数、延べ面積、構造（※）

(5)　申請対象部分の用途（※）

（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分）のうち、主要用途をできるだけ具体的に記載

(6)　新築・改修の竣工時期（計画中の場合は予定時期）（※）

(7)　星による 5 段階のマーク（※）

(8)　採用した評価手法（※）（評価手法は、BELS 評価業務方法書の定めによる。なお外皮性能の評価手法に関しては、住宅の場合に限る。）

(9)　BEI の値（※）

(10)　設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率（※）

（設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超える場合においては増加率とする）

(11)　単位面積当たりの設計一次エネルギー消費量

(12)　単位面積当たりの設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）

(13)　単位面積当たりの基準一次エネルギー消費量

(14)　単位面積当たりの基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）

(15)　各設備の単位面積当たりの設計一次エネルギー消費量又は BEI

(16)　各設備の単位面積当たりの基準一次エネルギー消費量

(17)　基準一次エネルギー消費量への適合（「適合」）又は不適合（「－」）（その他一次エネルギー消費量を除く）（※）

(18)　外皮基準への適合（※）（「適合」）又は不適合（「－」）（※）

住宅で適合の場合は UA 値又はηAC 値、非住宅で適合の場合は BPI 値の表示が可能

(19)　「ZEB マーク」又は「ZEH マーク」、「ゼロエネ相当」若しくは「ZEH-M マーク」に関する表示

(20)　再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率（その他一次エネルギー消費量を除く）

(21)　再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率（その他一次エネルギー消費量を除く）

※再生可能エネルギーは、住宅の場合は再生可能エネルギー等をいう。

※再生可能エネルギーによるエネルギー供給量の対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含む。（ただし余剰売電分に限る。）

(22)　申請を受けた年月日（※）

(23)　評価を行った評価員の氏名（※）

(24)　評価料金の金額（※）

(25)　第 12 条第 1 項の BELS 評価書の交付番号（※）

(26)　第 12 条第 1 項の BELS 評価書の交付を行った年月日又は第 12 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日（※）

(27)　その他 BELS 評価書に参考情報として記載した事項

（※）印の項目は必須項目とする。必須項目以外については、評価手法に応じ記載することとし、値が算出されない場合は空欄とする。

２　前項帳簿の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

（書類の保存及び管理方法）

第 21 条　評価用提出図書及び BELS 評価書の写し(※)等の保存は、評価中にあっては評価のため特に必要ある場合を除き事務所内において、評価終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

２　前項の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

（※）押印された評価書を PDF データ等に変換したもの、又はスタンプ等（電子計算機上で表示可能な印影のこと）を活用して作成した電子データにより評価書を交付する場合は、当該電子データをいう。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 22 条　帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　帳簿　評価業務を廃止するまで

(2)　評価用提出図書及び BELS 評価書の写し　BELS 評価書の交付を行った日の属する年度から 10 事業年度

２　BVJ が評価業務の全部を廃止した場合においては、協会が帳簿及び書類の保管を引き継ぐものとする。

（事前相談）

第 23 条　申請者は、申請に先立ち、BVJ に相談をすることができる。この場合において、BVJ は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 24 条　BVJ は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（協会への報告等）

第 25 条　BVJ は、公正な業務を実施するために協会から業務に関する報告等を求められた場合には、評価内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
第9条4項	引受承諾書	BVJ-第1号様式

最新版

版番号	Rev. 2.2
発効日	令和 5 年 10 月 30 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 2.2	令和 5 年 10 月 30 日　改訂
変更概要	業務規程改訂
改訂版 Rev. 2.1	令和 4 年 8 月 1 日　　改訂
改訂版 Rev. 2.0	令和 3 年 4 月 1 日　　改訂
改訂版 Rev. 1.9	令和 2 年 4 月 17 日　改訂
改訂版 Rev. 1.8	平成 31 年 4 月 10 日　改訂
改訂版 Rev. 1.7	平成 29 年 4 月 1 日　改訂
改訂版 Rev. 1.6	平成 29 年 4 月 1 日　改訂
改訂版 Rev. 1.5	平成 28 年 4 月 1 日　改訂
改訂版 Rev. 1.4	平成 27 年 9 月 14 日　改訂
改訂版 Rev. 1.3	平成 27 年 5 月 1 日　改訂
改訂版 Rev. 1.2	平成 27 年 4 月 1 日　改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 27 年 1 月 5 日　改訂
初版　Rev. 1.0	平成 26 年 6 月 27 日　制定

別表１　BELS 評価書交付番号の付番方法

交付番号は、１４桁の文字を用い、次のとおり表すものとする。
○○○－○○－○○○○－○○○○○

１～３桁目	014　BELS の登録機関番号
４～５桁目	住宅性能評価業務規程別表にて規定する、機関の事務所毎に付する番号
６～９桁目	西暦
１０～１４桁目	通し番号（９桁目までの数字の並びの別に応じ、００００１から順に付するものとする。）

※　第８条評価書が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請による交付番号は、変更前と異なるものとする。

別表２　BELS 料金表

(1)「一戸建て住宅」に関する業務手数料（消費税込）

延床面積 料金基準	300 ㎡未満	300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	2,000 ㎡以上
基本料金	44,000 円	個別見積	個別見積

(2)「集合住宅」に関する業務手数料（消費税込）

延床面積 評価 住戸数	300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	3,000 ㎡以上 4,000 ㎡未満	4,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	5,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満	6,000 ㎡以上 8,000 ㎡未満	8,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	10,000 ㎡ 以上
1～6	一律　154,000 円							個別見積
7	180,400 円	196,900 円	206,800 円	223,300 円	234,300 円	250,800 円	261,800 円	
8	194,700 円	211,200 円	221,100 円	237,600 円	248,600 円	265,100 円	276,100 円	
9	209,000 円	225,500 円	235,400 円	251,900 円	262,900 円	279,400 円	290,400 円	
10	223,300 円	239,800 円	249,700 円	266,200 円	277,200 円	293,700 円	304,700 円	
11～	1 住戸数あたり 14,300 円が加算されます							

(3)「非住宅」に関する業務手数料（消費税込）

適用区分			用途	
			工場・倉庫系以外	工場・倉庫系※1
規模			判定料	判定料
モデル建物法				
	～	300m2未満	110,000	82,500
300㎡以上	～	500㎡未満	132,000	88,000
500㎡以上	～	1,000㎡未満	165,000	110,000
1,000㎡以上	～	2,000㎡未満	220,000	165,000
2,000㎡以上	～	5,000㎡未満	297,000	253,000
5,000㎡以上	～	10,000㎡未満	別途見積	別途見積
10,000㎡以上	～	20,000㎡未満	別途見積	別途見積
20,000㎡以上	～	50,000㎡未満	別途見積	別途見積
50,000㎡以上	～	100,000㎡未満	別途見積	別途見積
100,000㎡以上	～	200,000㎡未満	別途見積	別途見積
200,000㎡以上	～	300,000㎡未満	別途見積	別途見積
300,000㎡以上	～		別途見積	別途見積
標準入力法（主要室入力法共）				
	～	300m2未満	275,000	220,000
300㎡以上	～	500㎡未満	330,000	280,500
500㎡以上	～	1,000㎡未満	385,000	327,800
1,000㎡以上	～	2,000㎡未満	440,000	374,000
2,000㎡以上	～	5,000㎡未満	517,000	429,000
5,000㎡以上	～	10,000㎡未満	627,000	517,000
10,000㎡以上	～	20,000㎡未満	737,000	605,000
20,000㎡以上	～	50,000㎡未満	880,000	726,000
50,000㎡以上	～	100,000㎡未満	別途見積	別途見積
100,000㎡以上	～	200,000㎡未満	別途見積	別途見積
200,000㎡以上	～	300,000㎡未満	別途見積	別途見積
300,000㎡以上	～		別途見積	別途見積

*1　工場・倉庫系；確認申請の用途　工場（08340）、倉庫・データーセンター（08510、08520）
*2　7条・8条申請　上記表による
*3　住宅または集合住宅と非住宅の複合建物はそれぞれの手数料合計とする
*4　標準入力法からのコンバートによる申請の場合、別途追加額を加算とする
*5　標準入力法においてBPI計算を行う場合は判定料の10%を加算とする

※BELS 評価書再発行については、1 件 16,500 円（税込）を申し受けます。
※一次エネルギー消費量における建物用途が複合用途となる場合は、別途お見積いたします。
※既存建築物における改修前後の評価を希望する場合は、別途お見積いたします。
※標準入力法（主要室入力法を含む）にてＢＰＩ計算をする場合は上記の表の該当する料金の 10%加算となります。

(4) 「住宅と非住宅」に関する業務手数料（消費税込）
（住宅の業務手数料）＋（非住宅の業務手数料）の合計

(5) 「集合住宅と非住宅」に関する業務手数料（消費税込）
（集合住宅の業務手数料）＋（非住宅の業務手数料）の合計

(6) 「第７条３項（省エネ適合性判定が BVJ で行われたものに限る）」に関する業務手数料（消費税込）
33,000 円

(7) 名義変更（第 12 条第 1 項の BELS 評価書の交付を受けた建築物の計画を変更において①第二面：申請者等の概要、②第三面：【建築物の所在地】、【建築物の名称】の変更のみを行うもの）に関する業務手数料（消費税込）
非住宅：16,500 円
住宅・複合建築物：都度見積もり

(8) 「プレート、シール発行手続き」に関する業務手数料（消費税込）
発行依頼の都度　2,200 円